平成２７年（フ）第５１号
福島県いわき市常磐下湯長谷町３丁目12番地
債務者　大越　悦子
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２７年（フ）第９２号
茨城県日立市金沢町４丁目17番27号
債務者　和地　久崇
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２７年（フ）第３００号
岐阜県各務原市緑苑東４丁目１番地４（緑苑東１棟　202）
債務者　松岡　　潤
1　決定年月日時　平成27年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１３３７号
名古屋市西区香呑町１丁目81番地　セントラルハイツ香呑103号
債務者　谷田千嘉子
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３７４号
名古屋市南区呼続３丁目６番15号　エスポワール呼続101号
債務者　今井　真歩
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６２９号
名古屋市中川区助光２丁目1401番地　助光荘Ｔ－１棟406号
債務者　佐藤　　太
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６３０号
名古屋市中川区助光２丁目1401番地　助光荘Ｔ－１棟406号
債務者　佐藤智鶴代
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６５５号
名古屋市千種区希望ケ丘４丁目１番１－204号　東希望荘
債務者　髙柳　　進
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６９１号
名古屋市中村区中村本町３丁目19番地　寿荘２階西
債務者　古居　信子
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１７３５号
愛知県豊明市大久伝町南12番地３　ジュネス深谷102号
債務者　後藤　雄一
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３２号
三重県南牟婁郡紀宝町鵜殿1122番地３
債務者　森下　　稔
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２７年（フ）第８７１号
神戸市中央区布引町２丁目１番11号　グレイスハイツ新神戸305号
債務者　河野　陽子
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５９１号
兵庫県尼崎市南武庫之荘３丁目20番15号　三興マンション103号
債務者　辰巳　勇人
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第６０５号
兵庫県尼崎市水堂町４丁目16番18号202、前住所兵庫県尼崎市立花町１丁目14番７号ＳＷＩＳＳ立花204
債務者　中村　摂子（旧姓亀井）
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第６７５号
広島市佐伯区杉並台54番地４
債務者　長濱由起子
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７３７号
広島県大竹市白石１丁目25番８号
債務者　加藤　真美
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７６５号
広島市安佐北区可部東２丁目19番32－203号
債務者　久保田康紀
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
広島地方裁判所民事第４部